

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会【所掌事務】

1. 市長による事前の意見聴取に対する意見の提示（申請事務処理法人）

番号	業務内容	時期	独法根拠条項
(1)	年度目標の作成・変更の際の意見	作成：設立時及び毎年 変更：必要時	第87条の8 第4項
(2)	法人の規則で定める期間の最後の事業年度における業務実績に関する評価及び当該期間における業務運営の改善及び効率化について評価する際の意見	規則で定める期間の最後の事業年度（5年毎）	第87条の10 第4項
(3)	法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申出	設立時及び必要時	第56条第1項において準用する第49条第2項
(4)	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	必要時	第44条第2項
(5)	最後の事業年度以外の各事業年度における業務実績に関する評価についての意見	毎年	第87条の10第1項第1号における評価委員会条例第2条

【参考（他の地方独立行政法人）】

2. 各事業年度及び中期目標の期間終了時における業務実績についての評価等

番号	業務内容	時期	独法根拠条項	
①	各事業年度における業務の実績についての評価等	毎年	第28条関係	申請法人には適用除外
②	中期目標の期間終了時における業務の実績についての評価等	5年毎	第30条関係	同上

3. 市長による事前の意見聴取に対する意見の提示

番号	業務内容	時期	独法根拠条項	
③	業務方法書に対して市長が認可する際の意見	作成：設立時 変更：必要時	第22条第3項	法改正により評価委員会の記述削除
④	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	作成：設立時 及び5年毎 変更：必要時	第25条第3項	申請法人には適用除外
⑤	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	作成：設立時 及び5年毎 変更：必要時	第26条第3項	法改正により評価委員会の記述削除
⑥	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	5年毎	第31条第2項	法改正により削除
⑦	市長による財務諸表の承認の際の意見	毎年	第34条第3項	法改正により評価委員会の記述削除
⑧	中期計画で定める剰余金の用途に剰余利益を充当するに当たって市長が承認する際の意見	必要時	第40条第3項	同上
⑨	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見	必要時	第40条第4項	同上
⑩	限度額を超えての短期借入又は短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見	必要時	第41条第4項	同上